

平成30年11月28日

那賀川河川事務所

# 平成30年度 災害対策等緊急事業推進費の配分について

～平成30年9月台風21号洪水で被災した堤防護岸の侵食対策を実施します。～

那賀川では、平成30年9月の台風21号豪雨により水位が上昇し、那賀川河口から左岸6.6km付近の羽ノ浦箇所（阿南市羽ノ浦町）において、堤防護岸の一部が侵食により崩壊したため、応急的な復旧工事を行いました。

今回の被災に伴う本格的な対策工事を実施するため、本日、災害対策等緊急事業推進費が配分されました。

緊急的に護岸等の侵食対策を実施し、地域住民の安全・安心を確保します。

【事業費 101百万円】

※災害対策等緊急事業推進費は、自然災害により被災した地域、又は重大な交通事故が発生した箇所等において、緊急に再度災害の防止対策又は事故の再発防止対策を実施し、住民及び利用者の安全・安心の確保を図ることを目的とした経費です。

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

(問 い 合 わ せ 先)

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

電話 (0884) 22-6461

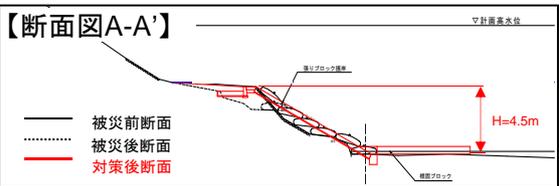
副所長 やすなが 安永 かずお 一夫 内線 (204)

◎工務課長 かまだ 鎌田 すぐる 卓 内線 (311)

◎主な問い合わせ

# 災害対策等緊急事業推進費(災害対策)

事業名	ナカ 河川改修事業(那賀川水系那賀川)
事業主体	国土交通省
施行地	アナン ハノウラチョウ 徳島県阿南市羽ノ浦町地先
事業費	101(百万円)
内容	<p>那賀川では、平成30年9月の台風21号豪雨により水位が上昇し、那賀川河口から左岸6.6km付近の羽ノ浦箇所(阿南市羽ノ浦町)において、堤防護岸の一部が侵食により崩壊したため、応急的な復旧工事を行いました。</p> <p>今回の被災に伴う本格的な対策工事を実施するため、本日、災害対策等緊急事業推進費が配分されました。</p> <p>緊急的に護岸等の侵食対策を実施し、地域住民の安全・安心を確保します。</p>



凡例	
赤	推進費施行箇所(当年度施行)

